

# 相続遺言終活ニュース

令和6年

## 【揉めても遺産分割協議をほったらかしにしないで】

先日、ご相談で、相続が開始しているのに何もせずに何年も放置していた方に遭遇しました。

相続登記申請義務化のことは、ご存知の方が増えてきているようですが、遺産分割協議についても期限が設けられた部分があることはご存知でしょうか？

相続登記と同様、これまでは遺産分割協議についても期限は特に設けられていませんでした。

しかし、令和5年4月1日から、「相続開始から10年を経過した後にする遺産分割協議は、原則として具体的相続分ではなく、法定相続分(又は指定相続分)による。」(民法904条の3)とされました。

「法定相続分」は聞いたことがある人が多いと思いますが、「具体的相続分」という言葉は聞いたことがない人が多いと思うので説明します。

相続人の中には、亡くなった人から生前にたくさんお金をもらった人(特別受益がある人)や、逆に、亡くなった人の家業を手伝ったり、一生懸命介護したりした人(寄与分がある人)がいることがありますよね。

そういう人がいる場合には、その分は調整してもらわないと、他の相続人と比べて不公平だと思いますよね。

「具体的相続分」とは、「特別受益や寄与分を加えて修正した相続分」の事を言っているのです。

つまり、改正で遺産分割協議がどう変わったのかを簡単に説明しますと、相続開始から10年を経過する前に遺産分割協議が成立しない場合、相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求を行わないと、基本的に特別受益や寄与分を踏まえた遺産分割ができない(もはやその部分の調整は考慮されない)、ということなのです。

遺産分割協議が何年も進まない、というケースは、相続人同士の関係が悪かったり、疎遠である場合であることが多いと思いますが、そのような場合は、お早めに弁護士に相談されることをお勧めします。

## 【遺留分の請求期限について】

遺留分(遺留分侵害額)の請求には期限があります。

遺留分の請求期限は、遺留分の権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知ったときから1年です。

1年以内に請求しなかった場合には、時効で遺留分の請求権は消滅します。

1年は意外と短いです。自分の遺留分が侵害されていると分かった時は、早々に請求しましょう。

相続の開始及び遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知らなかった場合でも、相続開始から10年経つと、同様に請求権は消滅します。



## 【戸籍の証明書の請求が便利になりました】

以前は、戸籍の証明書は、本籍地の市区町村役場に請求しないと取得できませんでした。

令和6年三月一日からは最寄りの市区町村役場の窓口で戸籍の証明書を請求できるようになりました。

(広域交付制度)

相続手続等で必要な戸籍が複数の市区町村にあっても、一か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるようになっています。

ただし、この制度を利用して取得できるのは親や子、孫、配偶者のものです。兄弟姉妹のものは取れません。

発行元



〒354-0034

富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

(行政書士・2級ファイナンシャルプランニング技能士・AFP)

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時~17時 土日祝日も営業しています。

初めてのご相談は無料です。駐車場有。

<https://office-osone.com/>

【離婚で財産分与を受けた場合の  
税金について】

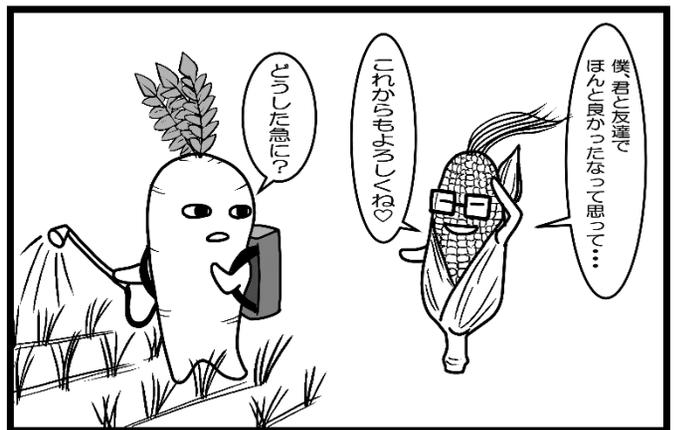
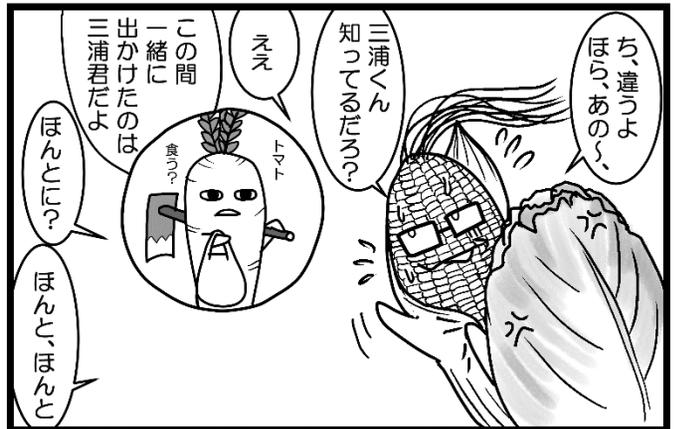
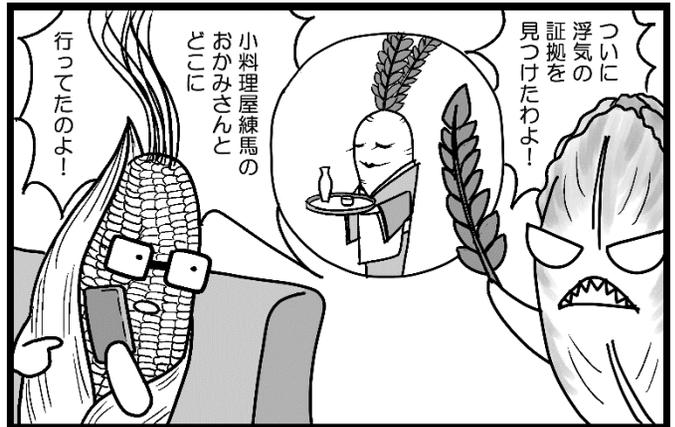
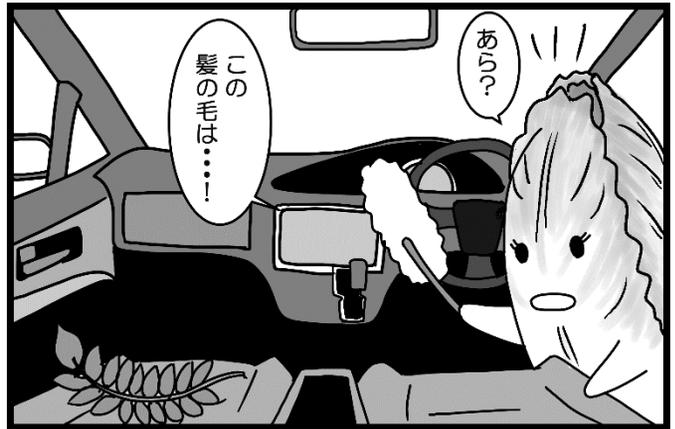
離婚により、財産分与または慰謝料としてもらった財産については、原則として贈与税も所得税もかかりません（ただし、一切の事情を考慮しても不相当に過大であると認められた部分については贈与税が課されることがあります）。

財産分与で不動産をもらった人が、所有権移転登記を行う際には、登録免許税及び不動産取得税がかかります。

不動産を渡した人の方には、渡す際にお金をもらってなくても、渡した時の時価で譲渡所得税が課せられます。

ただし、渡した不動産が自宅土地建物（居住用財産）であった場合には、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例（いわゆる3000万円の特別控除）」（租税特別措置法35条）の適用があります。

## その髪の毛は誰の？



【今年の4月1日から、相続登記の申請が義務化されています】

ニュース等あちこちで報道されていましたが、とうとう相続登記の申請義務化が始まりました。

さて、皆様、おじいさん、おばあさんの代の相続で不動産の登記手続を放置したままにしているものはないでしょうか？

令和6年4月1日より前に開始した相続についても義務化の対象になっていますので、気を付けてくださいね。

もし、そのような不動産があることが判明した場合には、早めにお近くの相続の専門家にご相談ください。

ちなみに令和6年4月1日より前に開始した相続の登記の申請期限は、令和9年3月31日です。

【当事務所で相談できることは？】

遺言書の作成、相続手続（相続人の調査・遺産分割協議書の作成など）、任意後見契約、家族信託、死後事務委任契約、老後の生活設計など